発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年５月20日
【発行者の名称】	ハンワホームズ株式会社 (Hanwa Home's Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　鶴　厚志
【本店の所在の場所】	大阪府泉南市幡代３丁目838-１
【電話番号】	072-485-0102
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営管理部部長　眞國　慶多
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　永堀　真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	ハンワホームズ株式会社 https://www.hanwa-ex.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第29期	第30期	第31期
決算年月		2023年２月	2024年２月	2025年２月
売上高	（千円）	1,907,191	1,626,150	1,865,962
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	16,456	△73,624	17,119
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	3,641	△49,734	12,171
純資産額	（千円）	91,028	41,293	53,465
総資産額	（千円）	782,043	823,926	884,864
１株当たり純資産額	（円）	45.51	20.65	26.73
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	（円）	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	（円）	1.82	△24.87	6.09
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	11.6	5.0	6.0
自己資本利益率	（%）	4.1	△75.2	25.7
株価収益率	（倍）	―	―	24.6
配当性向	（%）	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△171,332	△95,167	50,015
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△181,768	△19,711	△10,217
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	237,327	99,480	969
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	118,828	103,429	144,196
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	64〔24〕	54〔19〕	44〔10〕

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、第29期、第31期は潜在株式が存在しないため、第30期は１株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．第29期及び第30期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(１日８時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
４．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
５．第30期の財務諸表については株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき、第31期の財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、新月有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第29期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
６．当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
７．１株当たり配当額及び配当性向について、配当を行っていないため記載しておりません。
８．2024年７月21日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2025年４月21日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

２ 【沿革】

当社は、1994年７月に大阪府阪南市において住宅の外構設計及び施工を目的とした建設業として設立いたしました。その後、戸建住宅、集合住宅の外構工事を中心とした空間創造事業と、eコマースと法人顧客への卸売りを中心としたDEPOS事業の２本柱での運営を確立し、現在に至っております。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1994年７月	大阪府阪南市に、住宅外構の設計施工を目的とした株式会社ハンワを設立
1997年６月	社名を現在のハンワホームズ株式会社に変更し、大阪府泉南市に移転
2006年８月	e-コマース事業を設立、楽天市場にてハンワホームズe-shop（現DEPOS）出店
2007年２月	Yahoo！ショッピングにて、ハンワホームズe-shop　Yahoo店（現DEPOS）出店
2010年11月	楽天市場にて、ハンワホームズe-shop　2号店（現DEPOS ２号館）出店
2014年12月	二級建築士事務所登録（大阪府知事登録（ろ）第9055号）
2015年４月	Amazonにて、ハンワホームズe-shop（現DEPOS）出店
2016年４月	e-コマース事業　ハンワホームズe-shopをDEPOSに店名変更
2018年１月	Yahoo！ショッピングにて、DEPOS　life style出店
2019年５月	東京都江東区に、東京支店を設立
2019年８月	楽天市場にて、DEPOS　Outlet出店
2020年10月	産業廃棄物収集運搬業許可取得（第02700217339号）
2021年３月	大阪府大阪市住之江区に、大阪支店を設立
2021年４月	埼玉県草加市、草加マルイ内にDEPOS店舗出店
2021年９月	第4回　学生に教えたい働きがいのある企業大賞　受賞
2021年10月	特定建設業に変更（大阪府知事許可（特-３）第137986号）
2022年２月	au PAYマーケットにてDEPOS出店
2022年７月	大阪支店を増床
2022年８月	新社屋竣工
2022年９月	プライバシーマークを取得（登録番号　20002797）
2023年２月	職場環境改善宣言企業認定
2024年３月	はばたく中小企業・小規模事業者300社に選定
2024年11月	東京証券取引所　TOKYO PRO Marketに上場

３ 【事業の内容】

当社は、戸建住宅、集合住宅、商業施設等における屋外空間の創造を主たる事業としております。

1994年の創業以来、「きっとみつかる　理想の暮らし」を企業理念に、庭など屋外での生活を豊かにするための屋外空間創造に努めておりましたが、2025年２月期より〞「感動に出会う空間」と「安らぎ続く暮らし」の提供〞を新たな企業理念とし、より一層顧客の住空間に寄り添う空間提案に努めてまいります。

本社を置く大阪府を中心に、和歌山県、奈良県、兵庫県、京都府での設計、施工を自社一貫で行い、コストダウンを図ってまいりました。現在では戸建住宅だけでなく、集合住宅、商業施設の屋外空間工事、公共工事と幅広く施工しております。また、ECサイトにて屋外家具などを中心に外で暮らす空間を演出する商品を国内外から仕入、販売しており、屋外工事を主とする空間創造事業及び、屋外家具、ガーデン雑貨などのeコマース・卸売りを主としたDEPOS事業の２事業を行っております。

以下、セグメントとの関連は次のとおりであります。

セグメント	区分	事業内容
空間創造事業	（１）一般戸建外構工事 （２）集合住宅・商業施設外構工事 （３）公共工事	戸建住宅の土地造成、外構の設計、施工 集合住宅・商業施設の土地造成、外構の設計、施工 大阪府及び泉南市の公共工事
DEPOS事業	（１）eコマース （２）卸売業	ECモール内及び自社サイト内での販売 法人顧客への卸売り、自社展示場による販売

＜空間創造事業＞

（１）一般戸建外構工事

ハウスメーカーの協力業者として、新築住宅の成約前から打合せに同席することで、お客様の家とお庭の繋がりを意識した空間を共に作り上げ、より満足のいく理想の暮らしを追求しております。土地造成工事から外構工事まで自社で完結することで、住宅着工前から入居後の生活まで統一した設計施工が可能となっております。自社サイトやSNSなどからの直接工事受注も積極的に受注するよう努めております。設計担当者は建築士やエクステリアプランナーなど有資格者が多数在籍し、デザインのみでなく利便性に優れた外構プランを提案しております。

また、独自ルートで輸入している屋外家具や物置などの海外製品も取り扱っており、このような他社にはない製品も外構デザインに取り入れることで差別化を図っております。

屋外プール

ウッドデッキ

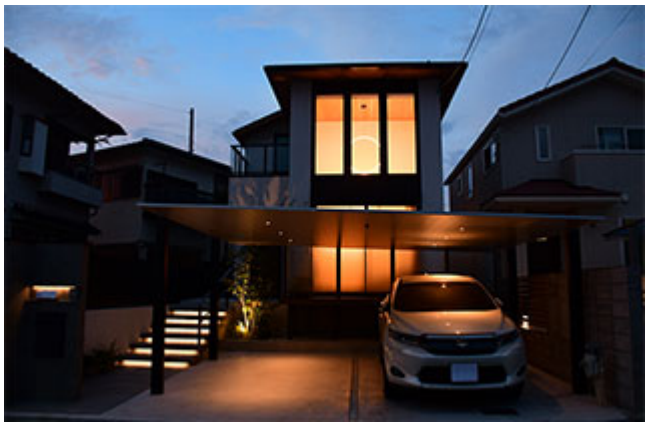

ライティング

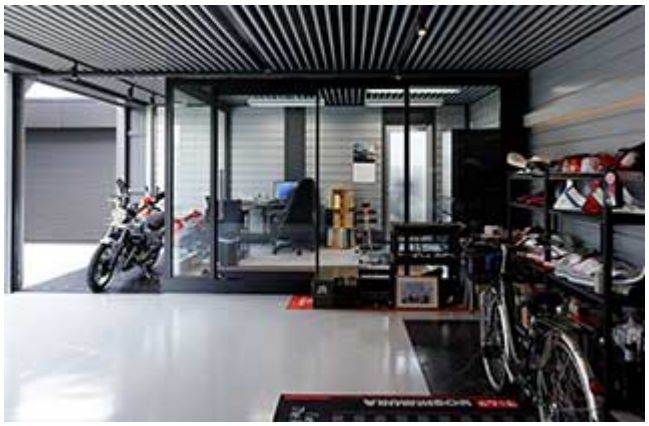

ガレージのある空間

（2）集合住宅・商業施設外構工事

分譲マンションなど集合住宅の外構工事や、商業施設の外構工事を行っております。

１級土木施工管理技士、１級建築施工管理技士といった有資格者が多数在籍し、ひとつひとつの現場管理を下請業者だけではなく正社員と共に行うことにより安定した品質で施工を行っております。創業以来戸建住宅で培った技術や経験を活かして、満足できる施工品質を提供してまいります。商業施設においてはDEPOS事業での輸入経験を活かしたオリジナル建材や、屋外家具の納入を含めた空間の設計施工を提案することで他社にはない提案を行っております。また、施工技術者の高齢化が問題視される中、正社員での若手技術者育成、資格取得にも力をいれており持続可能な発展を目指しております。

商業施設工事

企業施設リフォーム工事

塀改修工事

集合住宅外構工事

（3）公共工事

学校の改修工事、近隣公園遊具の改修工事など大阪府及び泉南市からの公共工事を受注、施工することで地域社会に還元できるよう努めております。屋外空間の創造を通して地域社会との関りを深め、暮らす人がより良い生活を送

れる一助を担えるよう安定した施工品質を提供しております。

中学校屋外改修工事

公園遊具改修工事

遊水池浚渫工事

用水路災害復旧工事

＜DEPOS事業＞

屋外家具や物置など屋外空間で使用する商品を中心に、国内外から仕入れた商品をEC、ショールームにて販売しております。その中で、ファブレス企業として海外メーカーから直接仕入れることで仕入れから納品までの中間コストを削減し、デザイン、機能、品質にこだわった商品をお求めやすい価格で展開しております。

当社は、屋外家具、収納用品、エクステリア、インテリア、植木鉢、ライト、日よけ等を販売しており、屋外使用できる住宅関連の商品を中心に取り扱っております。テーブルセットや植木鉢など屋外空間を演出する商品だけでなくインテリア、人工植物など豊富な商品を取り扱うことで屋内外問わず、様々なライフスタイルを演出し、顧客ニーズに対応しております。

当社の商品品種は下記の通りとなっております。

商品カテゴリー	品種
屋外家具	テーブル、チェア、ソファ、ガーデンヒーター等
収納用品	物置、ストッカー等
エクステリア	フェンス、ポスト、石材、タイル・デッキ材、人工芝等
インテリア	テーブル、チェア、バスケット、収納ラック、人工植物等
植木鉢	樹脂製植木鉢、ハンギングプランター、菜園プランター等
ライト	門灯、庭園灯、スポットライト、ソーラーライト等
日よけ	オーニング、パラソル、たてす等

(1) eコマース

大手ECモール（楽天市場、Amazon、Yahoo！ショッピング）ならびに自社ECサイトで販売しております。ECサイトの課題の一つである価格競争を危険視し、国内外から独自の仕入れルートを元にDtoCビジネスを確立することで、売上成長、利益率の改善を続けております。また、リアル×ECサイトの相乗効果の一つとしてショールームでの商品展示、外構工事契約者に対してECサイトへの流入を促す販売戦略を行っております。

(2) 卸売業

本社ショールーム、大阪支店ショールーム、イベント出展における販売及び、法人顧客への卸売りを行っております。百貨店に出店することでECサイト内だけでなく実際に顧客と接点をもち、顧客とのコミュニケーションを通して顧客ニーズを把握し、新たな商品開発・サービスの改善にも活かしております。

事業の系統図は、次のとおりであります。

＜空間創造事業＞

(1) 一般戸建外構工事

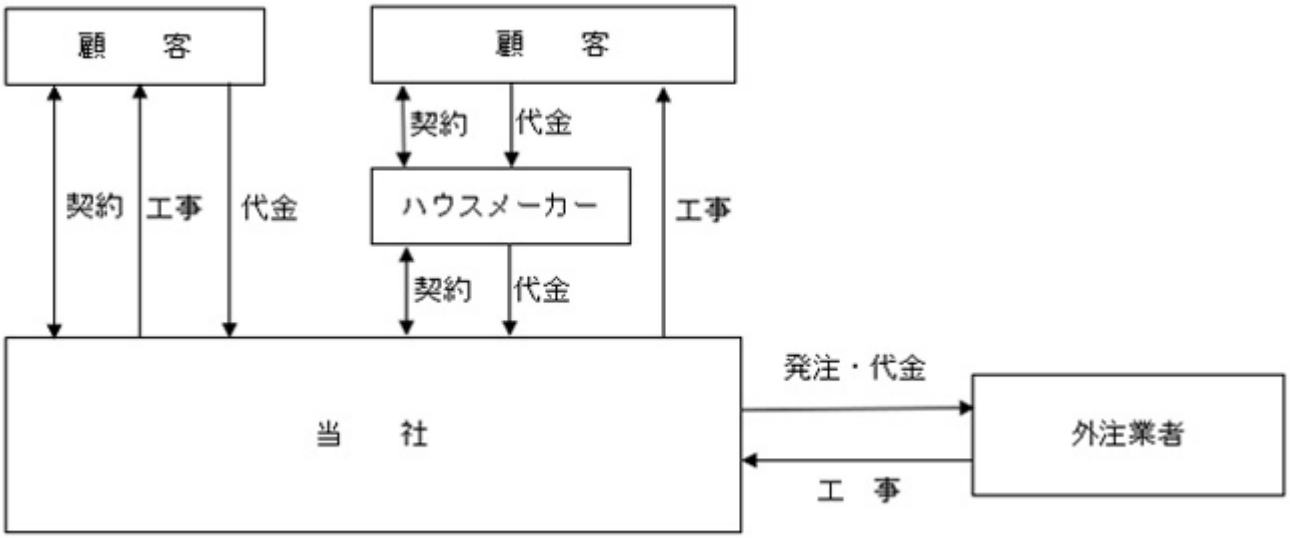

(2) 集合住宅・商業施設外構工事

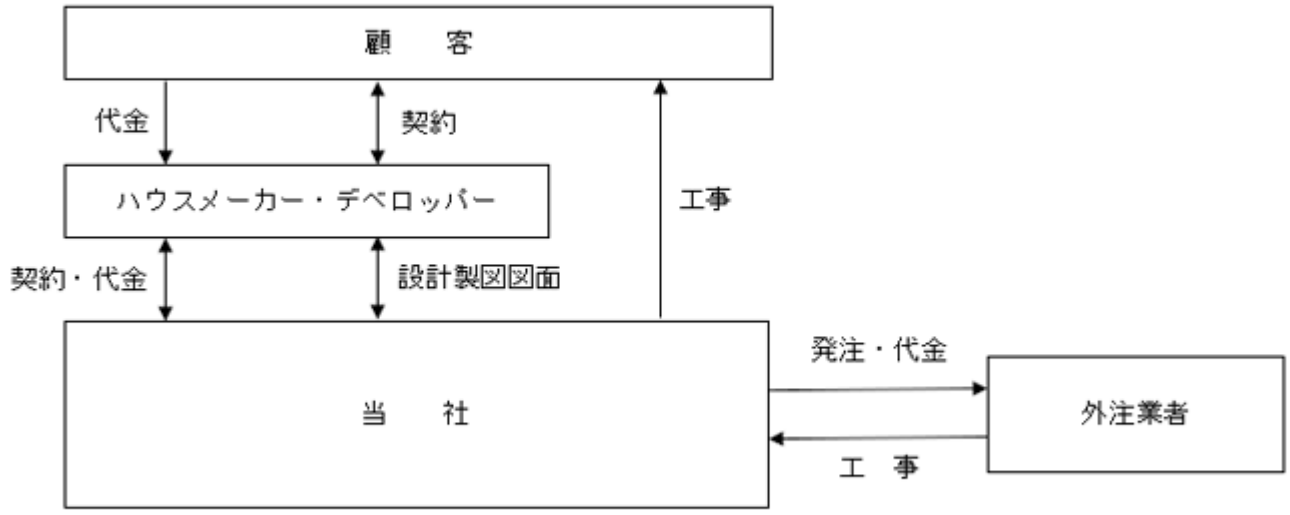

(3) 公共工事

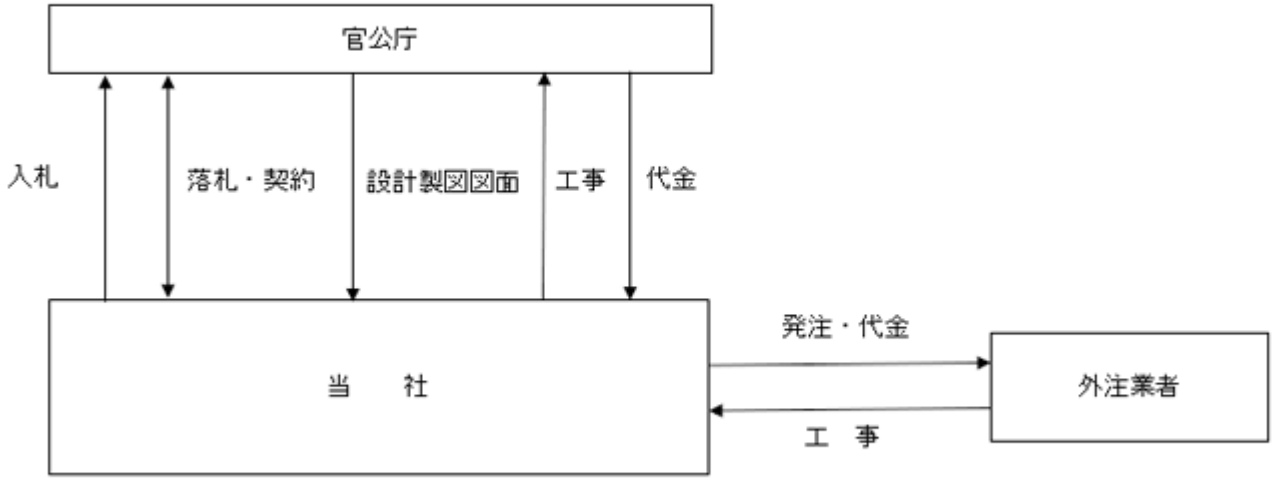

＜DEPOS事業＞

(1) eコマース (2) 卸売業

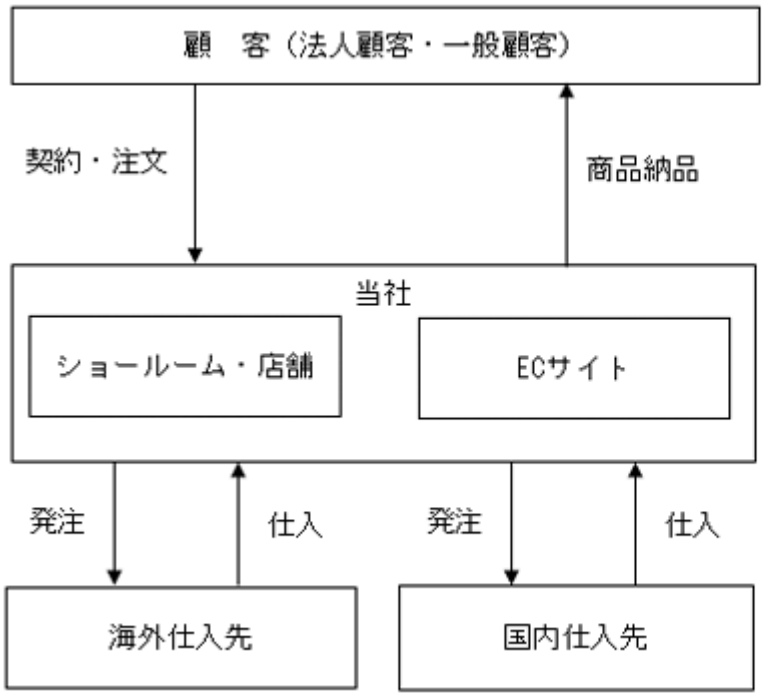

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５ 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年２月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
44(10)	34.7	4.6	4,002

セグメントの名称	従業員数(名)
空間創造事業	20 (2)
DEPOS事業	16 (7)
全社（共通）	8 (1)
合計	44 (10)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(１日８時間換算)を（ ）内に外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境が改善する中、緩やかな回復傾向となりました。一方、ウクライナ・中東地域における紛争の長期化や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響等、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクは継続していることに加え、円安に伴う国内での物価上昇、アメリカの今後の政策動向等、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

建設業界においては、コロナ禍以降民間設備投資の持ち直し傾向にあり、政府による住宅リフォーム支援等により戸建リフォームに対する消費者の関心は高まっております。一方、人手不足による人件費、建設資材価格の高騰により業界全体の原価高騰は続いており、新築住宅着工件数が2009年のリーマンショック以来、15年ぶりに80万戸台を下回るなど引き続き厳しい事業環境が続いております。

このような経済環境の中、当社ではSNSマーケティングを中心としたホームページからの集客強化や、法人施設向けの展示会出展をすることで、提携ハウスメーカーからの一般戸建受注のみでなく、法人施設案件や一般戸建の直接受注に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は1,865,962千円(前年同期比14.7%増)、営業利益19,016千円（前年同期は営業損失97,245千円）、経常利益17,119千円（前年同期は経常損失73,624千円）、当期純利益12,171千円（前年同期は当期純損失49,734千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

①空間創造事業

空間創造事業は、住宅着工件数が減少傾向にある中、戸建住宅受注は横ばいでしたが、新たな法人施設案件を受注することができ、前年同期を大きく上回りました。既に来期に向けた法人施設案件も受注できており、安定成長のために受注を積み重ねてまいります。法人施設工事が順調に施工できたことで売上高1,130,807千円（前年同期比39.2%増）、セグメント利益35,012千円（前年同期はセグメント損失71,953千円）となりました。

②DEPOS事業

DEPOS事業は、依然として続く円安や物価上昇による消費者心理の悪化が懸念される厳しい状況が続いている中、輸入商品の多くが価格転嫁を余儀なくされており、販管費の抑制、在庫の最適化を図ることで、営業利益の改善に努めてまいりました。そのような状況下で、季節商品を中心に新たに取り組んだインテリアジャンルは順調に推移したものの、主力商品である屋外家具、中・大型収納商品の販売数量が減少した結果、売上高735,154千円（前年同期比9.7%減）、セグメント損失15,996千円（前年同期はセグメント損失25,291千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は144,196千円となり、前事業年度末に比べ40,766千円増加しました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果獲得した資金は、50,015千円（前年同期は95,167千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益19,120千円、減価償却費21,213千円、棚卸資産の減少額23,933千円、契約負債の増加17,937千円を計上した一方、売上債権及び契約資産の増加額36,195千円、前渡金の増加額10,970千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果、支出した資金は10,217千円（前年同期は19,711千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出5,100千円、定期預金の預入による支出6,600千円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果、獲得した資金は969千円（前年同期は99,480千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の純増額50,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出47,136千円、リース債務の返済による支出1,385千円等があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

（2）受注実績

当事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
空間創造事業	1,415,374	172.7	400,396	345.7
合計	1,415,374	172.7	400,396	345.7

（注）１．空間創造事業以外は受注生産を行っておりません。

（3）販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
空間創造事業	1,130,807	139.2
DEPOS事業	735,154	90.3
合計	1,865,962	114.7

（注）１．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）		当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
積水ハウス株式会社	－	－	200,939	10.8
フジ住宅株式会社	166,777	10.3	－	－

２．前事業年度の積水ハウス株式会社及び、当事業年度のフジ住宅株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 販売施策

住宅・建設業界は新築着工件数の減少が課題となっております。今後、当社が継続的に成長するためには、収益基盤の安定化と拡大を図る必要があると考えております。当社がもつ設計施工技術と、輸入仕入によるオリジナル商材を活かし提案することで、独自の空間提案を行っております。商業施設を中心とした空間提案や、Park-PFI事業への積極的な参加を行うことで収益基盤の更なる拡大を推し進めていくことが経営上重要な課題であると考えております。

(2) 人材の確保及び育成

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており建設業界全体としても、熟練の施工技術者の高齢化が問題視されております。事業の継続的な成長のため、若手社員の育成や資格取得支援制度を導入することで、自発的な

成長を促し、優秀な人材の確保・育成を重要な課題と認識し、積極的に新卒社員、中途社員共に採用を行っております。

(3) 商品仕入れの安定化と原価削減

DEPOS事業の要となる商品仕入れに関しては、海外情勢の悪化が起因となる原材料及びエネルギー価格の上昇による原価高騰のリスクがあります。そのため、主力ジャンルの輸入国・取引先分散や、船会社の複数確保などを行うことでリスクを分散し、国内仕入先においても同ジャンルの商品を取り扱う複数社と取引することで、商品の安定供給に努めております。

また、国内外のメーカーと直接取引することで中間コストをカットし、スケールメリットを活かした一括仕入れ、梱包資材や配送費の見直しを継続的に行うことでコストダウンを図ってまいります。

(4) 施工管理体制

建設業界では、専門技術・知識をもった人材不足が課題となっております。当社では、積極的にDXを推進することで外注業者とスムーズな情報共有が可能となっており、外注業者と自社社員が密に連携を取ることで、安定した施工管理体制を構築しております。設計施工からアフターサービスまで責任をもった対応を行い、お客様からの直接意見や感想を活かし、よりよい施工品質の改善を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。
当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 住宅市場の動向について

当社の事業である建設業は、経済に影響される景気や金利の動向、地価の変動や政策効果を受けたお客様の住宅需要によって、多分に変動する要素を含んでおります。

過去においては、米・欧州経済の悪化や東日本大震災の被害、消費税増税の影響を受ける形で、日本経済も大きく落ち込み、住宅着工棟数が減少することもありました。そのため、市場動向の把握は、事業継続における重要な事項であると考えております。

また、当社においては、住宅完工後の工事請負が主な受注となることから、住宅資材の高騰・不足などにより住宅契約棟数の減少・遅延に起因する工事遅延・未収が発生することで当社の業績が悪化する可能性があります。

(2) 法的規制について

当社は、土地の造成にはじまり、設計・建築・アフターサービスまで、自社一貫体制により幅広く事業を手掛けており、建築基準法、都市計画法、建設業法、建築士法、農地法、宅地造成等規制法等、さまざまな法令に係ることになります。今後において、業務に係るこれらの法令が改正された場合、当社の事業に影響を与える可能性があります。

なお、当社においては法令遵守を掲げ、法律専門家の指導による定期的なコンプライアンス研修を従業員に対して実施することで、マネジメント層だけでなく従業員全員に法令順守、リスク管理の徹底を行っております。また、内部通報制度を設けて、従業員からリスク情報の報告を受け付けることで、問題の早期発見にも努めております。

以下、当社が取得しているそれぞれの免許等の詳細です。

免許等	免許等の内容	有効期限	取消等の事由
特定建設業許可 （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業）	大阪府知事許可 （特-3）第137986号	自　令和３年10月22日 至　令和８年10月21日	建設業法第二十九条
一般建設業許可 （建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、内装仕上げ工事業）	大阪府知事許可 （般-3）第137986号	自　令和３年10月22日 至　令和８年10月21日	建設業法第二十九条
二級建築士事務所登録	大阪府知事登録 （ろ）第9055号	自　令和２年12月４日 至　令和７年12月３日	建築士法第二十三条の八
産業廃棄物収集運搬業許可証	第02700217339号	自　令和２年10月12日 至　令和７年10月11日	産業廃棄物処理法第十四条の三の二

当社の申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消という行政処分が下される恐れがあり、万が一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。現在、免許の取消事由は発生しておりません。

(3) 事業の収益性の低下について

当社の事業である空間創造事業では、建設資材の調達や施工において外注先と請負契約を締結しております。世界的な異常気象、地政学的リスクの影響、労働者不足から資材価格や人件費は既に上昇しておりますが、更に価格の高騰のリスクがあります。それら価格高騰分を販売価格に転嫁できない場合利益率が悪化し、当社の業績が悪化する可能性があります。

(4) 外注先について

当社は外構工事をするにあたり、施工の大部分において請負業者を起用しており、外注先である請負業者への依存度は非常に高いと言えます。そのため、請負業者の不足は着工数の減少、建築工程の遅れ、お客様への引渡しの遅れを引き起こし、ひいては業績の悪化に繋がる可能性があります。よって当社では、請負業者を継続的に募集し、外注先の不足に備えております。

(5) 輸入商品仕入れについて

当社がDEPOS事業で販売する商品の多くは、中国、イスラエルなど海外からの輸入によるものです。このため諸外国の政治情勢、経済環境、自然災害等により製造が滞った場合、又は輸送が困難となった場合には、当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。過去には新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うロックダウンの影響で、商品製造の遅れ、輸出港の制限などが生じ入荷遅延が発生いたしました。このようなリスクが発生した場合に備え、主力商品の生産国分散や、船会社を複数確保し、安定した商流を確保することで、販売機会ロスを防ぎます。なお、イスラエルからの仕入れについて現状イスラエル情勢の影響はございません。

(6) 同業他社との競争激化及び消費動向による影響について

業界では、厳しい経営環境が続き、企業間競争激化による価格競争が発生しております。当社では、既存商品のリニューアルや新商品仕入れ、新規取引先開拓による販売網の拡大、及び、顧客ニーズに応じた品揃えによる販売力の強化を図っておりますが、当社の経営成績は同業他社との競争激化や消費動向による影響を受ける可能性があります。

(7) 為替相場の変動について

当社は海外商品の輸入取引を直接行っており、それに伴い為替取引が生じております。為替変動によるリスクに対しては為替予約等によりリスクの軽減に努めておりますが、為替相場の動向によっては仕入価格が変動する他、為替差損益が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 在庫リスクについて

当社は、eコマース、卸売業を行っているため、ガーデンファニチャーをはじめ商品の在庫を抱えております。今後、景気動向、海外情勢、原材料高騰及びエネルギーコスト高騰等の急激な経済変化に伴う消費者動向次第で、当社の販売計画との差異が大きくなり、在庫回転率の悪化及び棚卸資産の評価損が発生する可能性があります。その場合には当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 自然災害等による影響について

当社は、地震・洪水・台風等の不測の自然災害によって本社施設、倉庫等の事業所が損害を受けた場合や営業継続が困難となった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このリスクに対して、自然災害に対応できる保険（建物・商品・営業利益など）に加入しております。

さらに、当社の顧客情報、基幹システムのアプリケーション等を保管している各種サーバーは、災害対策措置の取られているデータセンターに設置しており、災害時にも当社の事業継続に必要なデータは保全されます。

(10) 季節要因によるリスクについて

当社の空間創造事業では、新年度を控えた引っ越しシーズンである３月及び新学期前の８月、新年前の12月に引渡しが集中しております。そのため、ピーク時において天災その他予期せぬ事態による大幅な工事の遅延等が発生した場合には、引渡し時期に遅れが生じることで当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、DEPOS事業取扱商品の中には季節性の強い商品が含まれており、冷夏や暖冬及び長雨等の天候不順によって、季節商品の販売動向が大きく変動することがあります。春夏商材であれば気温の上がる時期が早いか遅いかで、秋冬商材であれば気温の下がる時期が早いか遅いかで、そのシーズンの売行に影響を与えます。また冷夏や暖冬の場合、季節商材の売上が下がる傾向にあります。こうした事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクが発生し、商品動向の進捗の遅れが生じた場合、商品の適正売価の見直しを行い、在庫の滞留・売上低下を防ぎます。

(11) 減損会計の影響について

当社が保有している本社社屋をはじめとする固定資産について、市況の著しい悪化等によって、その収益性が大幅に低下し、それらの価値が下落した場合には、減損処理を行う必要があります。当該減損処理を行った場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 安全への取り組みについて

当社は、労働災害の発生を防ぐべく、労務・安全管理に十分留意しながら事業を行っております。しかしながら、労働災害の発生リスクは常に存在しており、不測の事態により重大な労働災害が発生した場合には、損害賠償義務の発生やブランドイメージの低下等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

(13) 個人情報漏洩による影響について

当社は顧客に関する多くの個人情報を保有しております。個人情報の取り扱いにつきましては、管理を徹底しており、また「個人情報保護法」施行に伴い、さらに社内管理体制の充実と教育を推進し、プライバシーマークを取得（登録番号 第20002797）し、個人情報を慎重に取り扱うとともに、個人情報を保護するために万全を期しております。しかしながら、不測の事故または事件によって情報漏洩が発生した結果、当社の信用力低下を招いた場合、損害賠償の発生など当社の業績に影響を与える可能性があります。

(14) 訴訟に関するリスクについて

当社では、重大な訴訟を提起されている事実はございません。しかしながら、当社が事業活動を行うなかで、損害賠償請求等の訴訟を受ける可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である鶴厚志は、当社の経営の最高責任者であり、経営において重要な役割を担っております。何らかの理由により同氏が当社の代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、当

社の業績に影響を与える可能性があります。

（16） 担当 J－Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年10月31日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当事業年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ 次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ 本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

a 次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効

果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又

は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

５ 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当事業年度末における総資産は884,864千円（前事業年度末823,926千円）となり、60,938千円増加いたしました。流動資産は562,202千円（前事業年度末490,645千円）となり、71,556千円増加いたしました。これは主に現金及び預金の増加47,367千円、商品の減少23,933千円、売掛金の増加7,516千円、完成工事未収入金の増加17,542千円、契約資産の増加11,136千円、前渡金の増加10,970千円によるものです。また、固定資産は322,662千円（前事業年度末333,280千円）となり、10,618千円減少いたしました。これは主に、リース資産の増加14,212千円、繰延税金資産の減少6,302千円、減価償却等による減少21,213千円によるものです。

（負債の部）

当事業年度末における負債合計は831,399千円（前事業年度末782,632千円）となり、48,766千円増加いたしました。流動負債は583,748千円（前事業年度末498,482千円）となり、85,265千円増加いたしました。これは主に、短期借入金の増加50,000千円、契約負債の増加17,937千円、未払消費税等の増加15,779千円によるものです。また、固定負債は247,650千円（前事業年度末284,150千円）となり、36,499千円減少いたしました。これは主に返済による長期借入金の減少45,844千円、長期リース債務の増加12,387千円によるものです。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産は53,465千円（前事業年度末41,293千円）となり、12,171千円増加いたしました。これは当期純利益の計上12,171千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第３【事業の状況】４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、販売の強化・充実を目的とした設備投資を実施しております。設備投資等の総額は21,930千円となっており、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) 空間創造事業

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

(2) DEPOS事業

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当事業年度の主な設備投資等は、生成AIによる屋外空間提案システムである「niwa U-m」の作成を実施しており、システム投資の総額は5,100千円となっております。また、営業車両入替による車両を取得しており、投資総額は15,360千円となっております。なお重要な設備の除却又は売却はありません。

２ 【主要な設備の状況】

2025年２月20日現在

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)								従業員数(名)
			建物	構築物	工具、器具及び備品	リース資産	土地(面積㎡)	ソフトウエア	その他	合計	
本社(大阪府泉南市)	共通	本社	146,224	13,935	6,528	14,212	57,826(1,492.32)	25,671	1,184	265,582	27(10)
大阪支店(大阪府大阪市住之江区)	共通	業務施設販売施設	3,838	―	64	―	―	―	―	3,903	5

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．帳簿価格のうち「その他」は、「機械及び装置」「電話加入権」の合計であります。
３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近１年間の平均人員(１日８時間換算)を（）内に外数で記載しております。
４．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
５．上記の他、主要な賃借している設備として以下のものがあります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料（千円）	従業員数(名)
東京支店(東京都江東区)	DEPOS事業	業務施設	3,900	2(―)

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2025年２月20日）	公表日現在発行数（株）（2025年５月20日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	200,000	2,000,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	6,000,000	200,000	2,000,000	－	－

（注）１．2024年７月８日開催の取締役会決議により、2024年７月21日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。また、2025年４月21日開催の取締役会決議により、2025年５月20日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。これにより株式数は1,800,000株増加し、2,000,000株となっております。

２．2024年７月21日開催の株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年７月21日付で発行可能株式総数は799,800株増加し、800,000株となっております。また、2025年５月20日開催の株主総会決議により、定款の変更が行われ、2025年５月20日付で発行可能株式総数は7,200,000株増加し、8,000,000株となっております。

３．2024年７月21日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年７月21日付で１単元を100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第１回新株予約権（2025年５月20日株主総会決議）

決議年月日	2025年５月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　3 当社執行役員　　1
新株予約権の数（個）※	460（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　46,000（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	150（注）２
新株予約権の行使期間　※	2027年５月21日～2035年５月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　150 資本組入額　　75（注）４
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）２

※2025年５月20日開催の取締役会において決議した内容を記載しております。

（注）１．新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、普通株式100株であります。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。また、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（又は併合）の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times１株あたり払込金額}{新規発行前の１株あたりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

３．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ本新株予約権を行使することができます。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

③ 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人１名に限りこれを認めます。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

⑤ 新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。

４．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従 い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端 数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資 本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

５．新株予約権の取得事由

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年７月21日（注）１	199,800	200,000	－	30,000	－	－
2025年５月20日（注）２	1,800,000	2,000,000	－	30,000	－	－

（注）１．2024年７月８日開催の取締役会決議により、2024年７月21日付で普通株式１株を1,000株に分割しております。これにより株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。
２．2025年４月21日開催の取締役会決議により、2025年５月20日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。これにより株式数は1,800,000株増加し、2,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年２月20日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	2	3	－
所有株式数（単元）	－	－	－	1	－	－	1,999	2,000	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	0.0	－	－	99.9	100	－

（注）１．2024年７月21日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年７月21日付で１単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しました。
２．2025年４月21日開催の取締役会決議により、2025年５月20日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
鶴　厚志	大阪府泉南郡熊取町	133,900	66.95
鶴　結介	大阪府泉南市	66,000	33.00
帝燃産業株式会社	大阪府茨木市	100	0.05
計	―	200,000	100.00

(注)１．2024年７月21日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2025年４月21日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年２月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に制限のない当社における標準的な株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	200,000	―	―
総株主の議決権	―	2,000	―

(注) １．2024年７月21日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2024年７月21日付で１単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しました。

２．2024年７月８日開催の取締役会決議により、2024年７月21日付で普通株式１株を1,000株に分割しております。また、2025年４月21日開催の取締役会決議により、2025年５月20日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。これにより株式数は1,800,000株増加し、2,000,000株となっております

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあることから内部留保金の使途につきましては、更なる成長に向けた事業基

盤の整備や事業の拡充、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としてまいりました。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針でありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を基本方針としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

４ 【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第29期	第30期	第31期
決算年月	2023年２月20日期	2024年２月20日期	2025年２月20日期
最高（円）	－	－	1,500
最低（円）	－	－	1,500

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は、2024年11月14日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の株価については該当事項はありません。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

決算年月	2024年９月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年１月	2025年２月
最高（円）	－	－	1,500	－	－	－
最低（円）	－	－	1,500	－	－	－

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は、2024年11月14日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の株価については該当事項はありません。
3. 2024年12月から2025年２月までの期間において、売買実績はありません。

５ 【役員の状況】

男性　７名　女性　１名(役員のうち女性の比率　12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	－	鶴　厚志	1984年 ６月26日生	2008年４月 2014年８月 2020年６月	当社入社 当社取締役就任 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	(注) 4	1,339,000
専務取締役	空間創造事業部部長	鶴　結介	1986年 ５月27日生	2009年4月 2014年8月 2022年1月	当社入社 当社取締役 当社専務取締役兼空間創造事業部部長就任（現任）	(注) 2	(注) 4	660,000
取締役	DEPOS事業部部長	東家　啓介	1993年 ９月13日生	2016年４月 2017年１月 2018年６月 2022年１月	トランコムITS株式会社　入社 トランコム株式会社　入社 当社　入社 当社取締役兼DEPOS事業部部長就任（現任）	(注) 2	(注) 4	－
取締役	－	稲川　勝幸	1969年 ５月17日生	1992年４月 1996年12月 2019年２月 2022年１月	株式会社木下工務店　入社 株式会社クライムホーム　入社 SKET17DESIGN 一級建築士事務所　設立 代表就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	－
取締役	－	辻　泰崇	1987年 ９月11日生	2011年１月 2014年8月 2015年６月 2016年4月 2018年10月 2022年12月 2024年７月	永昌監査法人（現太陽有限責任監査法人）　入所 公認会計士登録 公認不正検査士登録 有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザリー事業部　入所 辻公認会計士事務所　設立 代表就任（現任） TAFコンサルティング株式会社　設立 代表取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	－

取締役 (監査等委員)	―	飯野　房子	1970年 ５月26日	1995年４月 2001年４月 2007年６月 2012年１月 2022年１月 2024年７月	第一ビルダー株式会社　入社 グリーンハウス株式会社　入社 有限会社クロスコーポレーション　設立 当社入社 当社空間創造事業部企画営業部部長就任 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)３	(注)４	―
取締役 (監査等委員)	―	松本　正則	1980年 ９月12日生	2003年10月 2008年２月 2012年８月 2012年12月 2013年９月 2017年10月 2019年７月 2019年10月 2020年３月 2021年２月 2022年１月 2024年７月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）　入所 公認会計士登録 米国公認会計士（デラウェア州）License 登録 公認情報システム監査人（CISA）登録 株式会社AGSコンサルティング　入社 AGSConsulting Global(HK).Co.,Limited　設立 取締役就任 株式会社グロービス　パートナーファカルティ就任 株式会社MS4コンサルティング　設立 代表取締役社長就任（現任） 松本公認会計士、税理士事務所開設 代表就任（現任） 株式会社Century Holdings　設立　代表取締役社長就任（現任） 当社取締役就任 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)３	(注)４	―
取締役 (監査等委員)	―	塚本　晃浩	1981年 １月５日生	2007年12月 2008年１月 2012年10月 2013年５月 2020年１月 2021年４月 2022年１月 2024年７月	弁護士登録 TMI総合法律事務所　入所 東京大学法科大学院　非常勤講師 金融庁総務企画局市場課(専門官) TMI総合法律事務所　パートナー(現任) 日本証券アナリスト協会 認定アナリスト 当社監査役就任 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)３	(注)４	―
計								1,999,000

（注）１．取締役稲川勝幸氏、辻泰崇氏、松本正則氏、塚本晃浩氏は、社外取締役であります。
２．取締役の任期は、2026年２月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．監査等委員である取締役の任期は、2026年２月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．2025年２月期における役員報酬の総額は74,470千円を支給しております。
５．2024年７月21日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しております。
６．2024年７月８日開催の取締役会決議により、2024年７月21日付で普通株式１株を1,000株に分割しております。また、2025年４月21日開催の取締役会決議により、2025年５月20日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。
７．専務取締役　鶴結介は代表取締役社長　鶴厚志の実弟であります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

2024年７月21日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社への移行に関する定款変更決議を行いました。取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下の図のとおりであります。

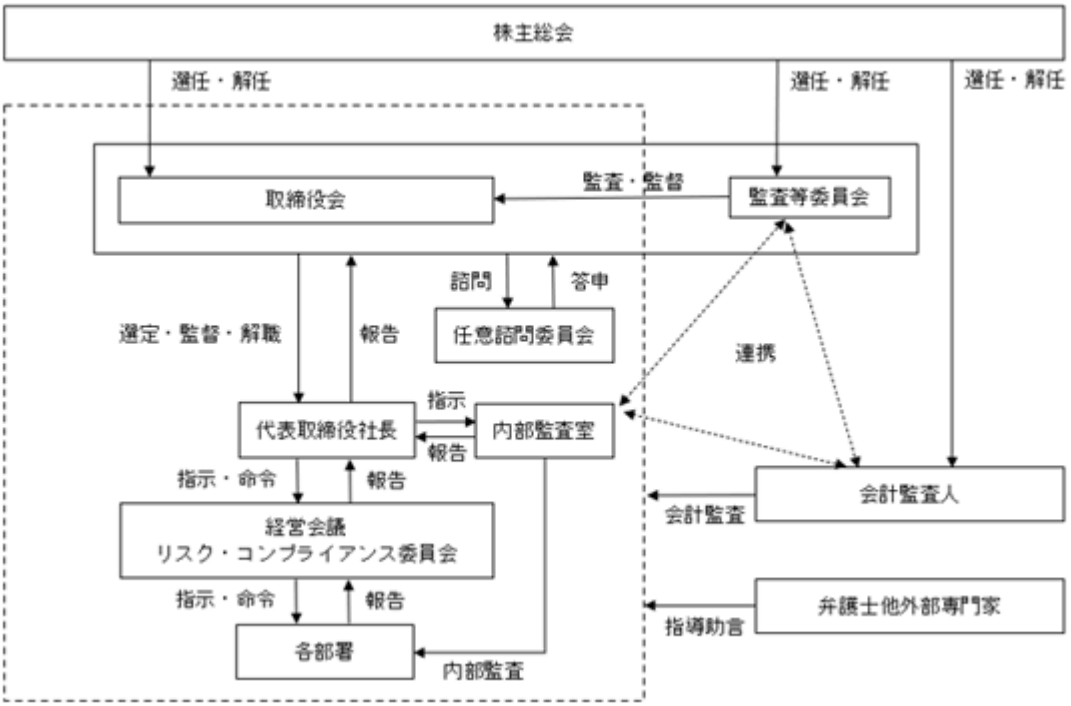

② 企業統治の体制の概要

（１） 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名（うち社外取締役２名）、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）の合計８名で構成しております。原則として月に１回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規程に則って経営方針や事業計画などの重要事項の審議及び意思決定を行っております。コンプライアンスの重要性と経営の透明性及び健全性が最も重要な課題であることを認識し、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に深く関わることにより、取締役会の監督機能の強化を図ってまいります。

（２） 監査等委員会

当社の監査等委員会は、３名の監査等委員である取締役で構成され、そのうち２名が社外取締役であります。常勤の監査等委員も定め、独立性及び専門的の見地から、ガバナンスのあり方やその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を実施しております。また、監査等委員は株主総会や取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

（３） 会計監査人

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第５項の規定に基づき監査を受けており、また2025年２月期から「会社法」第436条第２項第１号基づき監査を受けております。なお2025年２月期において監査を執行した公認会計士は佐野明彦氏、本川雅啓氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公

認会計士４名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

（４） 任意諮問委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、任意諮問委員会を設置しております。その目的は、取締役の指名・報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を一層高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるためであります。任意諮問委員会は、取締役会の決議によって選任された３名以上の社外取締役で構成され、委員長は任意諮問委員会の決議により選定しております。

（５） 経営会議

経営会議は原則として毎月１回開催されております。構成者に関しましては、規程では議長を代表取締役社長とし、常勤取締役、執行役員、事務局として経営管理部と定めております。経営会議は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議又は決議し、必要に応じて取締役会への方針や施策等を具申し、その運営を円滑に行うことを目的としております。

（６） 内部監査室

当社は、法令及び内部監査規程を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。

代表取締役社長が指名した内部監査担当者により、全部門を対象とした業務監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告され、改善すべき事項が発見された場合には、被監査部門に対して改善指示を通達し、フォローアップ監査を実施し改善状況報告を代表取締役社長に提出しております。

（７） リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社におけるリスク管理の検討、審議、指導、コンプライアンスに関する規程類、リスクの特定、分析・評価を行っております。リスク・コンプライアンス委員会は四半期に１回開催するほか、年に１回以上取締役会にて報告しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

a．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（１）取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。

（２）文書管理部署たる経営管理部は、取締役の職務の執行に必要な文書などの情報については、常時情報開示・提供できるよう検索可能な方法で保存・管理する。

b．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役を議長とし、取締役及び執行役員が選出され、年４回のリスク・コンプライアンス委員会を開催し、年１回以上取締役会に報告する。

c．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）重要な職務執行を適切かつ効率的に行うため経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会が決定した方針及び指示を社内に伝達する。

（２）職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

④ 内部監査及び監査等委員の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が監査しております。内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報

告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。監査等委員は取締役会及びその他重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、監査にあたっては内部監査担当者、監査等委員、監査法人と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

⑤　取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を５名以内とし、監査等委員である取締役を５名以内とする旨を定款で定めております。

⑥　取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧　取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

これは、取締役が期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

⑨　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑩　自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

⑪　中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年８月20日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑫　役員の報酬等

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、当社の経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況等を勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により承認された報

酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

b. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 （監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	57,000	57,000	－	－	3
監査等委員である取締役 （社外取締役を除く。）	5,600	5,600	－	－	1
社外取締役 （監査等委員を除く。）	6,920	6,920	－	－	3
社外取締役 （監査等委員）	4,200	4,200	－	－	2
社外監査役	750	750	－	－	1

（注）当社は2024年７月21日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。上記には、同株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役１名及び社外監査役１名を含んでおります。また、同株主総会の終結の時をもって社外取締役１名及び社外監査役１名が、監査等委員である社外取締役に就任したため、報酬等と人数につきましては、それぞれの在任期間分を含めて記載しております2024年７月21日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	9,200	－
計	9,200	－

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する報酬につきましては、監査日数、事業の規模・特性等を勘案した監査法人の見積りに基づき、精査を行い決定しております。

第６ 【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令14号）により作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当事業年度（2024年２月21日から2025年２月20日まで）の財務諸表について、新月有限責任監査法人により監査を受けております。

３　連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年２月20日)	当事業年度 (2025年２月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	147,931	195,298
売掛金	56,233	63,750
完成工事未収入金	34,120	51,663
契約資産	63,029	74,165
商品	165,355	141,421
前渡金	3,662	14,633
前払費用	14,013	14,766
その他	6,298	6,502
流動資産合計	490,645	562,202
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 164,955	※2 156,825
構築物（純額）	15,175	13,935
機械及び装置（純額）	1,534	1,067
車両運搬具（純額）	3,356	－
工具、器具及び備品（純額）	9,525	7,825
リース資産（純額）	－	14,212
土地	※2 59,916	※2 59,916
有形固定資産合計	※1 254,464	※1 253,782
無形固定資産		
ソフトウエア	27,261	25,671
その他	184	184
無形固定資産合計	27,445	25,855
投資その他の資産		
繰延税金資産	35,177	28,875
長期前払費用	2,858	2,030
その他	13,334	12,118
投資その他の資産合計	51,371	43,023
固定資産合計	333,280	322,662
資産合計	823,926	884,864

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年２月20日）	当事業年度 （2025年２月20日）
負債の部		
流動負債		
支払手形	9,285	8,460
買掛金	25,070	24,515
工事未払金	84,090	86,502
短期借入金	※2 ※3 250,000	※2 ※3 300,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 47,136	※2 45,844
未払金	33,593	27,066
未払費用	10,378	9,505
未払法人税等	721	645
未払消費税等	7,819	23,598
契約負債	14,605	32,542
リース債務	－	2,719
賞与引当金	12,780	11,042
預り金	3,001	11,305
流動負債合計	498,482	583,748
固定負債		
長期借入金	※2 276,863	※2 231,019
長期リース債務	－	12,387
その他	7,287	4,244
固定負債合計	284,150	247,650
負債合計	782,632	831,399
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,293	23,465
利益剰余金合計	11,293	23,465
株主資本合計	41,293	53,465
純資産合計	41,293	53,465
負債純資産合計	823,926	884,864

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年２月21日 至 2024年２月20日）	当事業年度 （自 2024年２月21日 至 2025年２月20日）
売上高		
完成工事高	812,347	1,130,807
商品売上高	813,802	735,154
売上高合計	※1 1,626,150	※1 1,865,962
売上原価		
完成工事原価	663,252	862,399
商品売上原価		
商品期首棚卸高	125,299	165,355
当期商品仕入高	415,210	308,119
輸入諸費用	22,197	27,011
合計	562,707	500,486
他勘定振替高	1,881	8,220
商品期末棚卸高	165,355	141,421
差引売上原価	395,470	350,844
売上原価合計	1,058,723	1,213,243
売上総利益		
完成工事総利益	149,095	268,408
商品売上総利益	418,332	384,310
売上総利益合計	567,427	652,719
販売費及び一般管理費	※2 664,672	※2 633,702
営業利益又は営業損失（△）	△97,245	19,016
営業外収益		
為替差益	4,506	1,402
補助金収入	13,607	－
保険解約返戻金	8,188	－
その他	1,262	1,504
営業外収益合計	27,565	2,907
営業外費用		
支払利息	3,927	4,771
支払保証料	9	10
その他	7	22
営業外費用合計	3,944	4,803
経常利益又は経常損失（△）	△73,624	17,119

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）
特別利益		
固定資産売却益	－	※3　2,312
特別利益合計	－	2,312
特別損失		
固定資産除却損	－	※4　311
ゴルフ会員権評価損	627	－
特別損失合計	627	311
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△74,252	19,120
法人税、住民税及び事業税	721	646
法人税等調整額	△25,239	6,302
法人税等合計	△24,517	6,948
当期純利益又は当期純損失（△）	△49,734	12,171

【完成工事原価報告書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　材料費		269,616	40.7	290,896	33.7
Ⅱ　労務費		47,875	7.2	39,345	4.6
Ⅲ　外注費		317,752	47.9	509,266	59.0
Ⅳ　経費	※１	28,007	4.2	22,891	2.7
計		663,252	100	862,399	100

（注）※１　経費のうち主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）
手数料	16,003	16,319

※２　原価計算方法は個別原価計算により工事ごとに原価を材料費、労務費、外注費及び経費の要素別に分類集計しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2023年２月21日　至　2024年２月20日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	61,028	61,028	91,028	91,028
当期変動額					
当期純損失（△）		△49,734	△49,734	△49,734	△49,734
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					―
当期変動額合計	―	△49,734	△49,734	△49,734	△49,734
当期末残高	30,000	11,293	11,293	41,293	41,293

当事業年度(自　2024年２月21日　至　2025年２月20日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	11,293	11,293	41,293	41,293
当期変動額					
当期純利益		12,171	12,171	12,171	12,171
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					―
当期変動額合計	―	12,171	12,171	12,171	12,171
当期末残高	30,000	23,465	23,465	53,465	53,465

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年２月21日 至 2024年２月20日）	当事業年度 （自 2024年２月21日 至 2025年２月20日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△74,252	19,120
減価償却費	18,475	21,213
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,822	△1,738
受取利息及び受取配当金	△2	△2
支払利息	3,927	4,771
為替差損益（△は益）	△5,190	△1,311
固定資産売却損益(△は益)	－	△2,312
固定資産除却損	－	311
補助金収入	△13,607	－
保険解約返戻金	△8,188	－
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△10,821	△36,195
棚卸資産の増減額(△は増加)	△30,427	23,933
仕入債務の増減額(△は減少)	△16,452	1,030
契約負債の増減額（△は減少）	5,273	17,937
前渡金の増減額(△は増加)	730	△10,970
その他	18,161	19,765
小計	△114,196	55,553
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	△3,979	△4,819
補助金の受取額	12,500	－
保険解約返戻金の受取額	8,188	－
法人税等の支払額	△361	△721
法人税等の還付額	2,678	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	△95,167	50,015
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,632	△1,470
有形固定資産の売却による収入	－	1,754
無形固定資産の取得による支出	△27,500	△5,100
敷金及び保証金の差入による支出	△82	－
敷金及び保証金の返還による収入	－	1,198
保険積立金の積立による支出	△396	－
定期預金の預入による支出	△6,750	△6,600
定期預金の払戻による収入	16,650	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,711	△10,217

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	150,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△47,136	△47,136
リース債務の返済による支出	－	△1,385
長期未払金の返済による支出	△3,383	△508
財務活動によるキャッシュ・フロー	99,480	969
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	－
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△15,398	40,766
現金及び現金同等物の期首残高	118,828	103,429
現金及び現金同等物の期末残高	※1　103,429	※1　144,196

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2　デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3　固定資産の減価償却の方法

（1）　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～34年
構築物	10～30年

（2）　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（3）　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

残存価額については、リース契約に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5　引当金の計上基準

（1）　貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一般債権については貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権もないため引当金は設定しておりません。

（2）　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）　空間創造事業

空間創造事業においては、主に戸建住宅等の外構工事を行っており、顧客との請負工事契約に基づき、建築工

事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

（２） DEPOS事業

DEPOS事業においては、主に海外から商品を仕入れて法人顧客への卸売り及び、ECサイトにて販売しております。

このような商品の販売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。商品の出荷から引き渡しまでがごく短期間で行われるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

７　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

１ 繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	35,177	28,875

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保され、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の事業計画及び中期経営計画の税引前当期純利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジューリングの結果により算定しております。当該見積りには過年度の業績計画の達成状況等を考慮しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

２　一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高	769,021	1,130,807

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一定の期間にわたり履行義務を充足する場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

建設工事は個別性が強く、ひとつとして同じ施工条件の工事が存在しないほか、気象条件等の変化、工事の進行に伴う顧客・協力会社との協議の進捗や設計の変更が生じ、それに伴い資機材の数量・価格の変動、配員の変更等、様々な状況変化が当然に生じるという特質があります。そのため、一定の期間にわたり収益を認識する際の主要な見積りである工事原価総額については、過去の工事の施工実績を踏まえ、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を基礎とするとともに、様々な状況変化を適時適切に見積りに反映しております。

今後、これらの状況変化によりその見積額が変動した場合には工事損益に影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2024年２月20日）	当事業年度 （2025年２月20日）
有形固定資産の減価償却累計額	36,105千円	37,411千円

※２ 担保資産及び担保付債務

（担保資産）

	前事業年度 （2024年２月20日）	当事業年度 （2025年２月20日）
建物	118,221千円	114,507千円
土地	57,826	57,826
計	176,047	172,334

（担保付債務）

	前事業年度 （2024年２月20日）	当事業年度 （2025年２月20日）
短期借入金	150,000千円	150,000千円
1年内返済予定の長期借入金	38,556	37,264
長期借入金	239,743	202,479
計	428,299	389,743

※３ 当社は資金調達の効率的な調整を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2024年２月20日）	当事業年度 （2025年２月20日）
当座貸越極度額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	250,000	300,000
差引額	150,000	100,000

（損益計算書関係）

※１ 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して掲記しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は「（セグメント情報等）」に記載しております。

※２ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）
役員報酬	66,200千円	74,470千円
従業員給与	150,744	144,112
賞与引当金繰入額	10,227	17,774
退職給付費用	3,821	4,048
発送配達費	109,393	93,126
減価償却費	18,475	21,213
おおよその割合		
販売費	62.1%	57.5%
一般管理費	37.9%	42.5%

※３　固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）
車両運搬具	－千円	2,312千円
計	－	2,312

※４　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）
建物	－千円	311千円
計	－	311

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年２月21日　至 2024年２月20日)

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	―	―	200

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年２月21日　至 2025年２月20日)

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	199,800	―	200,000

(注)2024年７月８日開催の取締役会決議により、2024年７月21日付で普通株式１株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年２月21日 至 2024年２月20日)	当事業年度 (自 2024年２月21日 至 2025年２月20日)
現金及び預金	147,931千円	195,298千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△44,501	△51,102
現金及び現金同等物	103,429	144,196

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、将来の為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、工事未払金、買掛金は、そのほとんどが２ヵ月以内の支払期日です。

短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入は金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②　市場リスクの管理

借入金については、借入金に係る支払金利の変動リスクはあるものの、主として固定金利で借入しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年２月20日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（※２）	323,999	320,230	△3,768
負債計	323,999	320,230	△3,768
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	5,190	5,190	－
デリバティブ取引計（※３）	5,190	5,190	－

(※１)　「現金及び預金」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「支払手形」、「買掛金」、「工事未払金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」および「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性に乏しいと認められる金融商品については、記載を省略しております。

(※２)　長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※３)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度(2025年２月20日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（※２）	276,863	265,866	△10,996
負債計	276,863	265,866	△10,966
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	6,502	6,502	－
デリバティブ取引計（※３）	6,502	6,502	－

（※１） 「現金及び預金」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「支払手形」、「買掛金」、「工事未払金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」および「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「リース債務」については重要性が乏しいと認められるため、記載を省略しております。

（※２） 長期借入金は１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※３） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年２月20日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	147,931	－	－	－
売掛金	56,233	－	－	－
完成工事未収入金	34,120	－	－	－
合計	238,285	－	－	－

当事業年度（2025年２月20日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	195,298	－	－	－
売掛金	63,750	－	－	－
完成工事未収入金	51,663	－	－	－
合計	310,712	－	－	－

（注２）短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年２月20日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	250,000	－	－	－	－	－
長期借入金	47,136	45,844	39,144	39,144	39,144	113,587
合計	297,136	45,844	39,144	39,144	39,144	113,587

当事業年度（2025年２月20日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	300,000	－	－	－	－	－
長期借入金	45,844	39,144	39,144	39,144	22,587	91,000
リース債務	2,719	2,719	2,719	2,719	4,229	－
合計	345,844	39,144	39,144	39,144	22,587	91,000

3　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年２月20日）

区　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引 通貨関連	－	5,190	－	5,190
資産計	－	5,190	－	5,190

当事業年度（2025年２月20日）

区　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引 通貨関連	－	6,502	－	6,502
資産計	－	6,502	－	6,502

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年２月20日）

区　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	320,230	－	320,230
負債計	－	320,230	－	320,230

当事業年度（2025年２月20日）

区　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	265,866	－	265,866
負債計	－	265,866	－	265,866

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき査定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度(2024年２月20日)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	70,028	－	5,195	5,195
	通貨オプション取引 買建・売建 米ドル	55,225	－	△4	△4
合計		125,253	－	5,190	5,190

（注）１　時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

２　通貨オプション取引はゼロコストオプションであり、コールオプション及びプットオプションが一体の契約のため、一括して記載しております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度(2025年２月20日)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	79,554	－	6,502	6,502
合計		79,554	－	6,502	6,502

（注）１　時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、役職員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度5,022千円、当事業年度5,049千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024年２月20日）	当事業年度 （2025年２月20日）
繰延税金資産		
長期未払金	1,541千円	1,446千円
賞与引当金	4,355	3,763
ゴルフ会員権評価損	214	－
税務上の繰越欠損金（注１）	25,743	20,426
その他	3,536	3,239
繰延税金資産小計	35,391	28,875
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－	－
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	214	－
評価性引当額	214	－
繰延税金資産合計	35,177	28,875

（注１）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年２月20日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越 欠損金（※１）	－	－	－	－	－	25,743	25,743
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	－	－	－	－	25,743	25,743

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※２）税務上の繰越欠損金につきましては、将来の課税所得の見込みにより全額回収可能と判断しているため、評価性引当額は認識しておりません。

当事業年度（2025年２月20日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越 欠損金（※１）	－	－	－	－	－	20,426	20,426
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	－	－	－	－	20,426	20,426

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※２）税務上の繰越欠損金につきましては、将来の課税所得の見込みにより全額回収可能と判断しているため、評価性引当額は認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年２月20日）	当事業年度 （2025年２月20日）
法定実効税率	－％	34.08％
（調整）		
住民税均等割	－％	3.38％
その他	－％	△1.12％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－％	36.34％

（注）前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表の「注記事項（重要な会計方針）　６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等　（単位：千円）

	前事業年度 (2024年２月20日)	当事業年度 (2025年２月20日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	81,986	90,354
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	90,354	115,413
契約資産（期首残高）	60,575	63,029
契約資産（期末残高）	63,029	74,165
契約負債（期首残高）	9,332	14,605
契約負債（期末残高）	14,605	32,542

契約資産は、空間創造事業における一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、期末日時点で充足した履行義務のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。当該契約資産は、契約に基づく一定の条件を満たし、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、個々の支払条件に従い、受領しております。

契約負債は、顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度及び当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ9,332千円及び14,605千円であります。

なお、当期中の契約資産又は契約負債の残高の重要な変動や、過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益に重要な事項はありません。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１　報告セグメントの概要

（１）　報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「空間創造事業」及び「DEPOS事業」の２つを報告セグメントとしております。

（２）　各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「空間創造事業」は、主に外構工事を行っております。

「DEPOS事業」は、主にガーデンファニチャーのeコマースを行っております。

2　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度(自 2023年２月21日　至 2024年２月20日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額（注１）	財務諸表計上額
	空間創造事業	DEPOS事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	43,326	813,802	857,129	－	857,129
一定の期間にわたり移転される財	769,021	－	769,021	－	769,021
顧客との契約から生じる収益	812,347	813,802	1,626,150	－	1,626,150
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	812,347	813,802	1,626,150	－	1,626,150
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	812,347	813,802	1,626,150	－	1,626,150
セグメント損失（△）	△71,953	△25,291	△97,245	－	△97,245
セグメント資産	97,150	231,608	328,759	495,167	823,926
その他の項目					
減価償却費	9,237	9,237	18,475	－	18,475
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	－	－	26,632	26,632

（注１）　セグメント資産の調整額495,167千円は各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産の内容は主に現金及び預金や本社関連固定資産など管理部門に関わる資産等であります。

（注２）　セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっております。

当事業年度(自 2024年２月21日　至 2025年２月20日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注１)	財務諸表計上額
	空間創造事業	DEPOS事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	－	735,154	735,154	－	735,154
一定の期間にわたり移転される財	1,130,807	－	1,130,807	－	1,130,807
顧客との契約から生じる収益	1,130,807	735,154	1,865,962	－	1,865,962
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,130,807	735,154	1,865,962	－	1,865,962
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	1,130,807	735,154	1,865,962	－	1,865,962
セグメント利益又は損失(△)	35,012	△15,996	19,016	－	19,016
セグメント資産	125,829	226,308	352,137	532,727	884,864
その他の項目					
減価償却費	10,606	10,606	21,213	－	21,213
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	－	－	21,930	21,930

(注１)　セグメント資産の調整額532,727千円は各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産の内容は主に現金及び預金や本社関連固定資産など管理部門に関わる資産等であります。

(注２)　セグメントに対する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年２月21日　至 2024年２月20日)

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(１)　売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(２)　有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
フジ住宅株式会社	166,777	空間創造事業

当事業年度(自 2024年２月21日　至 2025年２月20日)

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(１)　売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

（２） 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
積水ハウス株式会社	200,939	空間創造事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年２月21日 至 2024年２月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年２月21日 至 2025年２月20日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年２月21日 至 2024年２月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年２月21日 至 2025年２月20日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年２月21日 至 2024年２月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年２月21日 至 2025年２月20日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年２月21日　至 2024年２月20日)

１　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年２月21日　至 2025年２月20日)

１　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）
１株当たり純資産額	20.65円	26.73円
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	△24.87円	6.09円

（注）１．2024年７月21日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2025年４月21日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額を算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、当事業年度は潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前事業年度は１株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2023年２月21日 至　2024年２月20日）	当事業年度 （自　2024年２月21日 至　2025年２月20日）
１株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）		
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）（千円）	△49,734	12,171
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（△）(千円)	△49,734	12,171
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年２月20日)	当事業年度 (2025年２月20日)
純資産の部の合計額(千円)	41,293	53,465
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	－	－
（うち新株予約権)(千円)	(－)	(－)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	41,293	53,465
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,000,000	2,000,000

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2025年４月21日開催の取締役会において、株式分割を決議するとともに、株式分割に伴う定款の一部変更について、2025年５月20日開催の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

１．株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としています。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

2025年５月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式１株につき、10株の割合をもって分割しております。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	200,000株
今回の分割により増加する株式数	1,800,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

（３）分割の日程数

基準日	2025年５月31日
効力発生日	2025年６月１日

３．定款の一部変更

（１）変更の理由

上記の株式分割に伴い、2025年５月20日開催の定時株主総会に、当社定款の一部変更について付議すること決議いたしました。

（２）定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分）

株式分割前の定款	変更後
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、80万株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。
【新　設】	第8章 附 則 （株式分割の基準日） 第1条 当会社は、2025年5月31日を基準日と定め、同日における最終の株主名簿に記載又は記録ある株主をもって、その所有する株式1株を10株とする株式分割により株式の割当を受ける株主と定める。なお、本条は、当該株式分割の効力発生を条件として削除する。

（３）定款変更の日程

効力発生日　2025年５月20日

４．その他

①　資本金の額について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②　１株当たり情報に及ぼす影響について

１株当たり情報に及ぼす影響は、「注記事項（１株当たり情報）」に反映されております。

（ストックオプション（新株予約権）の発行）

１．当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について

当社は、2025年４月21日開催の取締役会において、2025年５月20日開催予定の第31期定時株主総会に、会社法第

361条の規定に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)２名に対して、300個を上限とするストック・オプション目的の新株予約権の発行について付議することを決議しました。

なお、詳細につきましては「第５　発行者の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

２．当社監査等委員である取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について

当社は、2025年４月21日開催の取締役会において、2025年５月20日開催予定の第31期定時株主総会に、会社法第361条の規定に基づき、当社の監査等委員である取締役１名に対して、80個を上限とするストック・オプション目的の新株予約権の発行について付議することを決議しました。

なお、詳細につきましては「第５　発行者の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

３．当社従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行について

当社は、2025年４月21日開催の取締役会において、当社の従業員１名に対して、80個を上限とするストック・オプション目的の新株予約権の発行を決議しました。

なお、詳細につきましては「第５　発行者の状況　１　株式等の状況　(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額（千円）	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	180,042	－	1,913	178,128	21,303	7,818	156,825
構築物	16,912	－	－	16,912	2,976	1,239	13,935
機械及び装置	3,797	270	－	4,067	3,000	737	1,067
車両運搬具	14,291	－	14,291	－	－	679	－
工具、器具及び備品	15,608	1,200	－	16,809	8,983	2,899	7,825
リース資産	－	15,360	－	15,360	1,148	1,148	14,212
土地	59,916	－	－	59,916	－	－	59,916
有形固定資産計	290,569	16,830	16,205	291,194	37,411	14,523	253,782
無形固定資産							
ソフトウエア	31,750	5,100	－	36,850	11,178	6,690	25,671
その他	184	－	－	184	－	－	184
無形固定資産計	31,934	5,100	－	37,034	11,178	6,690	25,855
長期前払費用	2,858	－	828	2,030	－	－	2,030

（注）１．当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	営業車両売却に伴う減少	14,291千円
リース資産	営業車両購入に伴う増加	15,360千円
ソフトウエア	生成AIシステム作成に伴う増加	5,100千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
短期借入金	250,000	300,000	1.08	－
１年以内に返済予定の長期借入金	47,136	45,844	0.67	－
１年以内に返済予定のリース債務	－	2,719	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	276,863	231,019	0.67	2026年３月～ 2037年９月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）	－	12,387	－	2026年３月～ 2029年11月
合計	573,999	576,863	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

２．変動金利のものについては、当事業年度末の利率を適用しております。

３．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日以降５年以内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）
長期借入金	39,144	39,144	39,144	22,587
リース債務	2,719	2,719	2,719	4,229

【引当金明細表】

科目	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
賞与引当金	12,780	11,042	12,780	－	11,042

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	43
預金	
当座預金	144,087
普通預金	66
定期預金	51,102
計	195,255
合計	195,298

② 売掛金、契約資産及び完成工事未収入金

相手先別内訳（売掛金）

相手先	金額(千円)
楽天株式会社	49,265
ヤフー株式会社	7,161
その他	7,323
合計	63,750

相手先別内訳（完成工事未収入金）

相手先	金額(千円)
一般消費者	33,495
フレック株式会社	6,303
ケイアイスター不動産株式会社	5,701
積水ハウス株式会社	5,408
その他	754
合計	51,663

相手先別内訳（契約資産）

相手先	金額(千円)
一般消費者	69,210
その他	4,955
合計	74,165

売掛金、契約資産及び完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
153,383	2,052,558	2,016,363	189,579	91.41	30

③　商品

区分	金額(千円)
商品	141,421
合計	141,421

④支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社タカショー	8,460
合計	8,460

期日別内訳

相手先	金額(千円)
2025年２月	3,117
2025年３月	5,342
合計	8,460

⑤工事未払金

相手先	金額(千円)
株式会社ワイズ	23,730
セーバー技研株式会社	13,750
グリーン株式会社	8,045
奥野工業株式会社	4,585
斎藤Garden	3,442
その他	32,948
合計	86,502

⑥買掛金

相手先	金額(千円)
佐川急便株式会社	6,956
株式会社タカショー	5,259
Jingshuangxing Furniture Factory	2,651
KETER HOME AND GARDEN PRODUCTS	2,377
新洋海運株式会社	1,954
その他	5,315
合計	24,515

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年２月２１日から翌年２月20日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	２月20日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	８月20日 ２月20日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 大阪市中央区伏見町三丁目６番３号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 全国本支店 無料 ―
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 大阪市中央区伏見町三丁目６番３号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 全国本支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 https://www.hanwa-ex.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年５月19日

ハンワホームズ株式会社
　取締役会　御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐野明彦
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本川雅浩

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハンワホームズ株式会社の2024年２月21日から2025年２月20日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハンワホームズ株式会社の2025年２月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ

の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上